

特定外来生物の飼養等の取扱い細目等(案)に係る意見と対応の考え方

(別紙2)

該当箇所		意見と理由	対応の考え方
生物名等	項目		
セイヨウオオマルハナバチ	特定飼養等施設の基準の細目	特定飼養等施設の二重の出入り口について、戸+ネット(一重)は二重と見なされるのか。	戸+ネット(一重)も二重と見なします。
セイヨウオオマルハナバチ	特定飼養等施設の基準の細目	特定飼養等施設の二重の出入り口について、出入口兼換気口とする場合、ネットを二重としなければいけないのか。	出入口として利用するのであれば二重にする必要があります。
セイヨウオオマルハナバチ	特定飼養等施設の基準の細目	特定飼養等施設について、給排水設備を通じて特定外来生物が外部に逸出しないよう当該施設に逸出防止措置が講じられていることとあるが、換気扇も給排水設備に該当するのか。	施設から特定外来生物が逸出しない構造が求められますが、換気扇は給排水設備には該当しません。
セイヨウオオマルハナバチ	許可の有効期間	飼養等許可の有効期限が3年である根拠は何か。	生物の寿命と飼養等施設の実態・耐久性を考慮して、哺乳類・鳥類・爬虫類については5年、その他の生物については3年を飼養等許可の有効期間としているところであり、セイヨウオオマルハナバチについてもそれに倣い3年としました。
セイヨウオオマルハナバチ	識別措置の届出	識別措置に係る届出の際に許可を受けたことを示す標識を掲出した写真を撮るが、標識と施設全体が写っている必要があるのか。	全体でなくても構いません。掲出している状況と掲出内容がわかるような写真を提出してください。
セイヨウオオマルハナバチ	識別措置の届出	識別措置に係る許可を受けたことを示す標識を掲出について、標識の掲出場所に指定はあるのか。	場所に指定はありませんが、許可を受けた施設であることがわかりやすいように、見えやすい場所に掲出してください。
セイヨウオオマルハナバチ	特定外来生物の取扱方法	農薬散布時などセイヨウオオマルハナバチを許可施設から農業用倉庫などに一時的に待避させる場合、巣箱をネットで覆えば移動・待避に問題ないか。	巣箱を移動用施設として申請していれば、移動・退避に問題ありません。

セイヨウオオマルハナバチ	特定外来生物の取扱方法	セイヨウオオマルハナバチを殺処分後、巣箱を廃棄するのが1ヵ月先と仮定した場合、その期間も許可施設での保管が必要か。	セイヨウオオマルハナバチが全個体確実に死亡しているのであれば、施設外で保管しても構いません。
セイヨウオオマルハナバチ	その他	取りまとめ申請を行った場合、1年ごとの数量増減に係る報告書の提出は、取りまとめた申請者のみが行えばいいのか。	増減の報告は、全ての申請者が行う必要があるものですが、これをJA等の申請を取りまとめた方からまとめて提出していただくことをお願いしています。
セイヨウオオマルハナバチ	その他	セイヨウオオマルハナバチを導入している温室へのネットの展張は構造上難しいため、展張方法の事例を示してほしい。	ネット施工業者や、既に導入している産地、関連団体等の事例に関する情報等を参考にいただければと思います。
セイヨウオオマルハナバチ	その他	飼養等許可の手続きをできるだけ簡単にしてほしい。	飼養等許可に当たって、必要な手続きに限って申請者に求めています。
セイヨウオオマルハナバチ	その他	農家への周知に時間がかかるため、様式関係を早急に示してほしい。	御意見を参考にさせていただきます。
セイヨウオオマルハナバチ	その他	飼養等許可申請はJA単位でまとめて行っても良いと聞いているが、JA組織への説明や依頼がないため協力を得られるか不明である。JA組織に対して、飼養等許可申請に係る説明を行ってほしい。	7月後半から8月前半にかけて、全国のJA組織等を対象に8カ所で申請手続きに関する説明会を行っております。また、随時地方環境事務所等にて御質問を受け付けます。
セイヨウオオマルハナバチ	その他	特定外来生物への指定や飼養等許可申請についての情報を、都道府県、市町村、JAを通じて生産者や販売業者に伝えるようにしてほしい。生産者のインターネットの普及率から考えて、ホームページ上での公開だけでなく都道府県、市町村、JAに対して文書で情報伝達するよう配慮してほしい。	窓口での配布や郵送などインターネット以外の方法での周知も行っています。
セイヨウオオマルハナバチ	その他	現行、実施されている逸出防止ネットや在来種導入に係る補助事業について、今後導入を検討する場合もあることから当面継続してほしい。	御指摘の事項については、関係機関にお伝えすることとします。

セイヨウオオマルハ ナバチ	その他	言葉が難解であるため、ネットの設置方法などを図示した申請の手引き書のような物がほしい。	御意見として参考にさせていただきます。
セイヨウオオマルハ ナバチ	その他	申請手順について、各地区での説明会では不十分。最終案に意見を言える場はあるのか。	最終案に対する意見を募集しているのがこのパブリックコメントです。

外来生物法施行規則(案)に係る意見と対応の考え方

該当箇所		意見の概要	対応の考え方
条	飼養等の禁止の適用除外に該当する事由		
32	法第25条第2項に基づき施行規則第32条で定める種類名証明書の添付を要する生物を輸入できる場所として、動植物の輸入実態及び地域性を考慮し、従来の成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港に加え、福岡空港を追加する。	輸入の実績や地域格差を無くす観点から、種類名証明書の添付を要する生物を輸入できる場所として福岡空港を追加することについて賛成である。	輸入の実態等を踏まえ、福岡空港を追加することとしたものです。